

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和5年11月7日

## 主要目次

告示	土砂災害警戒区域の指定	一
告示	土砂災害特別警戒区域の指定	一
告示	地方自治法に基づく指定納付受託者の名称の変更	二
公告	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	二
公告	土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧	三
公告	特定調達公告	三
公告	落札者等の公告	三

## 告示

**千葉県告示第四百二十六号**  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 令和五年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
外川町二	銚子市外川町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
外川町三	銚子市外川町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
犬若一	銚子市犬若の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
後飯町一	銚子市後飯町、愛宕町及び前宿町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
植松町一	銚子市植松町及び川口町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清水町四	銚子市清水町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

清水町五	銚子市清水町及び幸町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川口町一	銚子市川口町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川口町二	銚子市川口町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高神西町三	銚子市高神西町、潮見町及び犬若の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高神西町四	銚子市高神西町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
君ヶ浜一	銚子市君ヶ浜及び海鹿島町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海鹿島町三	銚子市海鹿島町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
犬吠埼一	銚子市犬吠埼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
犬吠埼二	銚子市犬吠埼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
犬吠埼三	銚子市犬吠埼及び君ヶ浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高神東町一	銚子市高神東町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小畑町一	銚子市小畑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長崎町三	銚子市長崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天王台一	銚子市天王台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**千葉県告示第四百二十七号**  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
 令和五年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

君ヶ浜一	高神西町四	高神西町三	川口町二	川口町一	清水町五	清水町四	植松町一	犬若一	外川町三	外川町二	区域の名称
銚子市君ヶ浜及び海鹿島町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市高神西町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市高神西町、潮見町及び犬若の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市川口町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市川口町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市清水町及び幸町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市清水町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市植松町及び川口町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市犬若の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市外川町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市外川町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	指定の区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	公	告	名	称	住所又は事務所 の所在地	納付事務の委託を受け ることができる期間	変更年月日
			変更前	変更後			
			株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三	令和五年十月三日から 令和六年三月三十一日 まで	令和五年七月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第三項の規定により、ちば電子申請サービスを使用する方法により行う申請等に係る使用料及び手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和五年十一月七日

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

海鹿島町三	銚子市海鹿島町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
犬吠埼一	銚子市犬吠埼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
犬吠埼二	銚子市犬吠埼の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
犬吠埼三	銚子市犬吠埼及び君ヶ浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高神東町一	銚子市高神東町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小畑町一	銚子市小畑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長崎町三	銚子市長崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
天王台一	銚子市天王台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出及び添付書類は、令和五年十一月七日から令和六年三月七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十一月七日から令和六年三月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和五年十一月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東京ダイズニーシー商品施設  
浦安市舞浜二番地二ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社オリエントランド 代表取締役 吉田謙次  
浦安市舞浜一番地一
- 3 駐車場の位置の変更
- 4 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更
- 5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
七か所
- 6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
十か所
- 7 変更年月日  
平成十三年九月四日及び令和六年四月一日
- 二 届出年月日  
令和五年十月六日
- 三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧  
土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定により、木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。  
令和五年十一月七日

一 縦覧期間

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 二 縦覧場所  
木更津市潮見七丁目三番地九  
千葉県木更津区画整理事務所
- 三 縦覧時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものがある。〕

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年11月7日

千葉県知事 熊谷 俊 人

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ①千葉の魅力発信テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- ②千葉県総合企画部地域づくり課 千葉市中央区市場町1番1号
- ③令和5年9月6日
- ④株式会社東急エージェンシー 東京都港区西新橋一丁目1番1号
- ⑤48,666,969円
- ⑥随意契約
- ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八